

令和 6年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：国保医療課
担当名：総務・保険医療担当
内線：3350 (単位：千円)

番号	事業名				会計	款	項	目	説明事業	
S49	国民健康保険指導費				一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険指導費	
事業期間	昭和26年度～	根拠法令	国民健康保険法第4条、第46条、第87条、第92条、第108条				針路	03 介護・医療体制の充実	SDGsゴール	3
							分野施策	0303 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8
1 事業概要			5 事業説明 (1) 事業内容 国民健康保険事業の円滑な運営を推進するための事務 ア 国民健康保険指導費 5,413千円 (ア) 国民健康保険税徴収相談員 1名 (イ) 国民健康保険審査会の開催、国民健康保険審査会委員の任免に関する事務 (ウ) 保険者への指導、各種会議・研修会の開催 (エ) 国保連合会の指導等 (オ) 国庫負担金等の申請等の作成、事業月報等の作成指導等 (カ) 国民健康保険関係功績者の表彰 イ 国民健康保険指導監査費 6,571千円 (ア) 指導監査専門医（医師・歯科医師の各1名） (イ) 医師会等関係団体の連絡調整等 (ウ) 国保連合会が行う診療報酬審査支払業務の指導、国保診療報酬審査委員会委員の任免に関する事務 (エ) 国保診療施設への指導 (2) 事業計画 ア 保険者指導監督に基づく実地検査 40保険者 イ 保険医療機関等の指導 7,500件 ウ 診療報酬等に関する相談受付 400件 (3) 事業効果 国民健康保険事業の健全な運営が図られ、県民の必要とする医療保険制度を強化充実する。 (4) その他（終期を設定できない理由） 国民健康保険法により、県には次の責務が規定されている。 ・国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう、県は必要な指導する（法第4条）。 ・保険給付・保険料徴収の処分に不服がある場合は審査請求ができることになっている（法第91条）。その際に県は、これを処理する「国民健康保険審査会」を設置する（法第92条）。 (5) 補正予算の概要 事務費の節減による減							
県内保険者等及び埼玉県国民健康保険団体連合会への指導監督、保険医療機関等への指導を通して、国民健康保険事業の運営の健全化を図る。 また、厚生労働省や県内保険者等との連絡調整を行うことにより国民健康保険事業の円滑な運営を推進する。										
ア 国民健康保険指導費 △498千円 イ 国民健康保険指導監査費 △62千円										
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)衛生費(細目)国民健康保険事業費(細節)国民健康保険指導費										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×6.2人＝58,900千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
決定額	△560								△560	11,424
現計額	11,984								11,984	

事業内訳書

事業名	国民健康保険指導費		
単位事業名	国民健康保険指導費	予算額	△ 498千円

○歳入

(単位：千円)

款・節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
一般財源	△498	—	
合計	△498	—	

○歳出

(単位：千円)

節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
旅費	△42	—	経費節減による減額 △42千円
需用費	△234	—	経費節減による減額 △234千円
役務費	△146	—	経費節減による減額 △146千円
使用料及び賃借料	△76	—	経費節減による減額 △76千円
合計	△498	—	

単位事業名	国民健康保険指導監査費	予算額	△ 62千円
-------	-------------	-----	--------

○歳入

(単位：千円)

款・節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
一般財源	△62	—	
合計	△62	—	

○歳出

(単位：千円)

節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
旅費	△7	—	経費節減による減額 △7千円
需用費	△48	—	経費節減による減額 △48千円
役務費	△7	—	経費節減による減額 △7千円
合計	△62	—	